

湯けむり国スポぐんま
東吾妻町実行委員会
設立総会・第1回総会



**JAPAN
GAMES**



GUNMA  **2029**

湯けむり国スポ・全スポ 83rd JAPAN GAMES
28th National Sports Festival
for People with a Disability



湯スポ 07-37 ©群馬県ぐんまちゃん

日時：令和8年8月28日（金）

場所：東吾妻町 コンベンションホール

設立総会

湯けむり国スポぐんま東吾妻町実行委員会

設立総会 次第

1. 開 会

2. あいさつ

東吾妻町長 齋藤 貴史

3. 説明事項

- 1 第 83 回国民スポーツ大会「湯けむり国スポぐんま」の概要
- 2 第 83 回国民スポーツ大会「湯けむり国スポぐんま」東吾妻町開催競技及び開催施設
(参考資料) 国スポ競技会場市町村・実施競技
- 3 第 83 回国民スポーツ大会「湯けむり国スポぐんま」準備経過
- 4 第 83 回国民スポーツ大会「湯けむり国スポぐんま」開催に向けたスケジュール

4. 報告事項

- 1 湯けむり国スポぐんま東吾妻町実行委員会設立趣意書

5. 議 事

- 第 1 号議案 湯けむり国スポぐんま東吾妻町実行委員会 会則 (案)
(参考資料) 湯けむり国スポぐんま東吾妻町実行委員会 組織図 (案)
- 第 2 号議案 湯けむり国スポぐんま東吾妻町実行委員会委員名簿 (案)

6. その他

7. 閉 会

第 83 回国民スポーツ大会の概要

1 大会の概要

国民スポーツ大会(国スポ)は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的として毎年開催される国内最大のスポーツの祭典です。

昭和 21 年に第 1 回国民体育大会が京阪神地域を中心とした近畿地区で開催され、以降、都道府県持ち回りで開催され、群馬県では昭和 58 年に第 38 回大会(あかぎ国体)が開催され、東吾妻町では旧吾妻町会場にて空手競技を実施しています。昭和 63 年の第 43 回京都府大会から 2 巡目が開始し、近年では、令和 4 年に栃木県、令和 5 年に鹿児島県、令和 6 年に佐賀県、令和 7 年に滋賀県で開催されました。

また、令和 5 年 1 月のスポーツ基本法改正に伴い、大会名称が「国民体育大会」から「国民スポーツ大会(略称：国スポ・英語表記：JAPAN GAMES)」に変更され、令和 6 年の第 78 回佐賀県大会から適用されています。

令和 8 年以降は、青森県、宮崎県、長野県と続き、令和 11 年の群馬県大会は 46 年ぶりの開催となります。

2 主催

大 会：公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催都道府県の 3 者

競技会：上記に各公益社団法人日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村を加えた 5 者

3 群馬県の大会概要

- ◆ 大会名 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
「湯けむり国スポ・全スポぐんま 2029」
- ◆ 大会期間 令和 11 年(2029)10 月 6 日(土)～ 10 月 16 日(火)11 日間以内
- ◆ 愛 称 湯けむり国スポ・全スポぐんま
- ◆ スローガン 未 定
- ◆ マスコット 群馬県 PR キャラクター「ぐんまちゃん」

マスコットと大会愛称ロゴデザイン



大会シンボルロゴ



4 実施予定競技

(1) 正式競技 (37 競技)

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ボート	ホッケー
ボクシング	バレーボール	体操
バスケットボール	レスリング	セーリング
ウエイトリフティング	ハンドボール	自転車
ソフトテニス	卓球	軟式野球
相撲	馬術	フェンシング
柔道	ソフトボール	バドミントン
弓道	ライフル射撃	剣道
ラグビーフットボール	スポーツクライミング	カヌー
アーチェリー	空手道	銃剣道
クレー射撃	ボウリング	ゴルフ
トライアスロン		

(2) 特別競技 (1 競技)

高等学校野球 (硬式・軟式)

(3) 公開競技 (9 競技)

綱引	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	グラウンド・ゴルフ	バウンドテニス
エアロビクス	スポーツチャンバラ	ダンススポーツ

(4) デモンストラレーションスポーツ

① 概要

国民スポーツ大会における正式競技、特別競技、公開競技以外の競技で、県民誰もが参加でき、生涯を通してスポーツに親しむきっかけ作りや交流の輪を広げること等を目的に行われる競技。

② 開催競技

原則として開催都道府県体育・スポーツ協会加盟団体の競技であること。これ以外の競技を実施する場合は、開催地都道府県の特性を生かしたもの、あるいは開催地都道府県民のスポーツ推進のため重点的に実施されているもので、いずれも当該都道府県体育・スポーツ協会の推薦する競技であること。

湯けむり国スポぐんま 東吾妻町開催競技及び開催施設

【正式競技】1 競技

競技：種目		種別	開催施設
カヌー	スラローム ワイルドウォーター	全種別	吾妻川特設カヌー競技場

【デモンストレーションスポーツ】1 競技

実施行事	主管団体	開催予定施設
カヌー教室 (カヌーチャレンジ IN 吾妻川)	群馬県カヌー協会	吾妻川特設カヌー競技場



湯スポ 07-37

©群馬県ぐんまちゃん



正式 正式競技
 特別 特別競技
 公開 公開競技
 デモ デモンストラレーションスポーツ

6

第 83 回国民スポーツ大会開催準備経過

年度	月	内容
平成 28 年度	6 月	(公財) 群馬県スポーツ協会が第 83 回 (令和 11 年) 国民体育大会招致要望書を知事、県議会議長及び県教育長に提出
	8 月	県が全市町村を訪問し、本県における 2 巡目国体の開催について説明、協力を依頼
	1 月	試聴会、町村会をはじめ、県内外の多様な分野の方々による「群馬県国体検討懇話会」が、本県で国体を開催する意義や方向性等をまとめた報告書を知事に提出
	2 月	群馬県議会の平成 29 年第 1 回定例会において、知事が第 83 回国民体育大会及び第 28 回全国障害者スポーツ大会を本県で開催する意向を表明
	3 月	群馬県議会の平成 29 年第 1 回定例会において、「第 83 回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
	3 月	平成 29 年 3 月教育委員会会議定例会において、県教育委員会が第 83 回国民体育大会の招致を決定
平成 29 年度	5 月	知事、県教育長、(公財) 県スポーツ協会会長が、文部科学省 (スポーツ庁) 及び (公財) 日本体育協会に開催要望書を提出
	7 月	(公財) 日本体育協会が群馬県を第 83 回国民体育大会の開催申請書を提出県として了解 (内々定)
	3 月	群馬県準備委員会「設立総会、第 1 回総会、第 1 回常任委員会」開催
平成 30 年度	8 月	群馬県準備委員会 「第 1 回総務企画専門委員会、第 1 回施設整備専門委員会」開催 平成 30 年度市町村連絡会議及び平成 30 年度競技団体連絡会議を開催
	8～10 月	市町村競技会開催意向調査及び競技団体競技会意向調査を実施
	10～12 月	第 83 回国民体育大会会場地市町村選定に係るヒアリングを実施
	3 月	群馬県準備委員会「第 2 回施設整備専門委員会」開催
		群馬県準備委員会「第 2 回総務企画専門委員会」開催
令和元年度	3 月	群馬県準備委員会 「第 3 回総務企画専門委員会、第 3 回施設整備専門委員会」開催
		群馬県準備委員会「第 2 回総会」開催 (書面表決)
令和 2 年度	4 月	準備委員会の名称を「第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会群馬県準備室」に改称
	10 月	鹿児島国体の開催延期により、群馬県での開催時期の変更 (令和 10 年から令和 11 年)
		群馬県準備委員会「第 4 回総務企画専門委員会」開催
	11 月	群馬県準備委員会「第 2 回常任委員会」開催
		令和 2 年度市町村連絡会議 及び 令和 2 年度競技団体連絡会議を開催
	12 月	群馬県準備委員会「第 3 回総会」開催 (書面表決)

令和3年度	1月	群馬県準備委員会「第5回総務企画専門委員会、第1回広報・県民運動専門委員会」開催
	2月	群馬県準備委員会「第3回常任委員会」開催（書面表決）
		令和3年度市町村連絡会議 及び 令和3年度競技団体連絡会議を開催
令和4年度	3月	群馬県準備委員会「第4回総会」開催（書面表決）
	6月	スポーツ庁へ要望書を提出
	8月	群馬県準備委員会「第5回総会」開催（書面表決）
		群馬県準備委員会「第6回総務企画専門委員会、第4回施設・競技専門委員会」開催（書面表決）
	10月	群馬県準備委員会「第4回常任委員会」開催（書面表決）
		「正式競技」会場地市町村【第3次選定】・・1競技・カヌー（スラローム・ワイルドウォーター）全種別
		令和4年度市町村連絡会議 及び 令和4年度競技団体連絡会議を開催
		群馬県準備委員会「第2回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決）
	11～12月	第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会の愛称募集
	12月	「市町村・競技団体説明会」開催
	1月	群馬県準備委員会「第3回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決）
	3月	群馬県準備委員会「第5回施設・競技専門委員会」開催
		群馬県準備委員会「第7回総務企画専門委員会」開催
		群馬県準備委員会「第5回常任委員会」開催
	3月	大会の愛称「湯けむり国スポ・全スポぐんま」発表
		令和4年度市町村連絡会議 及び 令和4年度競技団体連絡会議を開催
令和5年度	7月	群馬県準備委員会「第6回総会」開催（書面表決）
	8月	「令和5年度（第6回）市町村連絡会議」開催
	9月	群馬県準備委員会「第6回施設・競技専門委員会」開催（書面表決）
	11月	中央競技団体による正規視察 カヌー（スラローム・ワイルドウォーター）吾妻川特設カヌー競技場
		国民スポーツ大会カヌー競技担当者研修会 滋賀県大津市
		瀬田川特設カヌー競技場
	1月	群馬県準備委員会「第5回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決）
		群馬県準備委員会「第8回総務企画専門委員会」開催（書面表決）
		群馬県準備委員会「第6回常任委員会」開催（書面表決）
	2月	群馬県準備委員会「第1回宿泊専門委員会」開催
		群馬県準備委員会「第1回輸送・交通専門委員会」開催
	3月	群馬県準備委員会「第9回総務企画専門委員会」開催
		群馬県準備委員会「第6回広報・県民運動専門委員会」開催
		群馬県準備委員会「第7回施設・競技専門委員会」開催
		令和5年度市町村連絡会議 及び 令和5年度競技団体連絡会議を開催 群馬県準備委員会「第7回常任委員会」開催

令和6年度	7月	(公財) 日本スポーツ協会第3回理事会において、「第83回国民スポーツ大会」の群馬県開催が内定(国民スポーツ大会内定に伴い、第28回全国障害者スポーツ大会の群馬県開催が併せて内定)
	8月	群馬県準備委員会「第7回総会」開催(書面表決)
		群馬県準備委員会「第8回施設・競技専門員会」開催
		群馬県準備委員会「第7回広報・県民運動専門員会」開催
		群馬県準備委員会「第10回総務企画専門員会」開催
		群馬県準備委員会「第8回常任委員会」開催
	9月	第9回市町村連絡会議 及び 第8回競技団体連絡会議を開催
	10月	先催県本大会「SAGA2024 第78回国民スポーツ大会」視察 鹿児島県湧水町カヌー(スラローム・ワイルドウォーター) 轟の瀬特設カヌー会場
	11月	国民スポーツ大会カヌー競技担当者研修会 青森県西目屋村 目屋溪谷岩木川カヌー競技場
	12月	第10回市町村連絡会議 及び 第9回競技団体連絡会議を開催
	2月	群馬県準備委員会「第9回施設・競技専門委員会」開催
令和7年度	3月	群馬県準備委員会「第9回常任委員会」開催
	5月	第11回市町村連絡会議を開催
	6月	吾妻川カヌースラローム特設コース・ワイルドウォーター基本設計業務委託発注 請負業者 ヒカリ株式会社
		先催県リハーサル大会 「第22回 白神カップカヌー大会」視察 青森県西目屋村 カヌー(スラローム・ワイルドウォーター) 目屋溪谷岩木川カヌー競技場
	9月	群馬県準備委員会「第8回総会」開催(書面表決)
	10月	第12回市町村連絡会議 及び 第10回競技団体連絡会議を開催
		先催県本大会 「わた SIGA 輝く国スポ 第79回国民スポーツ大会」視察 滋賀県 カヌー(スラローム・ワイルドウォーター) 大津市瀬田川特設カヌー競技場
	11月	「国民スポーツ大会カヌー競技担当者研修会」参加 宮崎県小林市 鹿児島県湧水町 轟の瀬特設カヌー会場
	12月	第13回市町村連絡会議 及び 第11回競技団体連絡会議を開催
		「国民スポーツ大会事業概要説明会」参加 滋賀県大津市
		吾妻川カヌースラローム特設コース・ワイルドウォーター基本設計業務委託納品 請負業者 ヒカリ株式会社
令和8年度	4月	東吾妻町役場において、湯けむり国スポぐんま 東吾妻町実行委員会 発起人会を開催

※ の部分は本町関係分

※「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会」を「群馬県準備委員会」と表記。

第 83 回国民スポーツ大会「湯けむり国スポぐんま」開催に向けたスケジュール

年度	主要日程	東吾妻町組織	町
令和 7 年度 (2025 年) 【4 年前】 滋賀県			
令和 8 年度 (2026 年) 【3 年前】 青森県	会場地総合視察 (日本スポーツ協会・ 文部科学省) 開催決定及び会期決定	実行委員会設立発起人会 実行委員会設立総会	国民スポーツ大会 準備室設置 国スポミーティング チーム発足
令和 9 年度 (2027 年) 【2 年前】 宮崎県		○実行委員会 ○常任委員会 ○各専門委員会 (総務・企画) (競技・式典) (宿泊・衛生) (輸送・警備)	各委員会へミーティング チーム意見反映
令和 10 年度 (2028 年) 【1 年前】 長野県		カヌー競技担当者研修会開催	
令和 11 年度 (2029 年) 【開催年】 群馬県	第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会	リハーサル大会開催 実行委員会 解散	ミーティングチーム 解散

湯けむり国スポぐんま（第 83 回国民スポーツ大会） 東吾妻町実行委員会設立趣意書

国民スポーツ大会は、1946 年の第 1 回大会以来、毎年開催される国内最大の総合スポーツ大会です。この大会は、国民の間にスポーツを広く普及させ、体力向上を図るとともに、地方のスポーツ振興や文化の発展に貢献し、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されてきました。

群馬県では、1983 年に「風に向かって走ろう」をスローガンに、第 38 回国民体育大会（あかぎ国体）および第 19 回全国身体障害者スポーツ大会（愛のあかぎ大会）が開催されました。この大会は、県民一人ひとりが総力を結集した大きなエネルギーによって成功し、県民に自信と誇りをもたらしました。また、スポーツ振興や障害者スポーツの普及にもつながり、県勢発展の原動力となりました。

2029 年には、46 年ぶりに日本最大のスポーツの祭典である国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が、群馬県で開催されます。これは、県民のスポーツに対する興味や関心を高め、次世代を担う子どもたちに夢や希望を与える絶好の機会です。スポーツを通じた健康増進や世代間・地域間交流が促進され、魅力あふれる地域社会の実現に大きく寄与することが期待されます。

東吾妻町の魅力である豊かな自然環境を活かし、先人たちが永きにわたって愛し、育み、残してきた町の財産を全国に発信する絶好の機会と捉えています。観光や経済活動への波及効果も期待できるなど、大変意義深いものと考えます。

このような意義ある本大会を成功に導くために、町民、関係機関、関係団体、および行政機関などが一体となり、開催準備を進める必要があることから、「湯けむり国スポぐんま東吾妻町実行委員会」を設立し、東吾妻町民の総力を結集し、所期の目的を達成しようとするものであります。

令和 8 年 8 月 2 8 日

湯けむり国スポぐんま東吾妻町実行委員会設立発起人

東吾妻町長	齋藤 貴史
東吾妻町議会議長	高橋 弘
東吾妻町スポーツ協会長	森田由紀夫
東吾妻町商工会長	上原 静男
東吾妻町観光協会長	小山 林衛
東吾妻町副町長	石村 文明
東吾妻町教育委員会教育長	茂木 一弘

湯けむり国スポぐんま東吾妻町実行委員会 会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、湯けむり国スポぐんま東吾妻町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、湯けむり国スポぐんまにおいて、東吾妻町で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- （1）競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- （2）競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- （3）競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- （4）競技会の開催及び準備に要する経費に関すること。
- （5）群馬県、各競技団体及びその他関係団体（以下「関係団体等」という。）との連絡調整に関すること。
- （6）実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長、委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）東吾妻町を代表する者
- （2）東吾妻町議会を代表する者
- （3）関係団体等を代表する者
- （4）知識経験を有する者
- （5）その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に次に掲げる役員を置く。

- （1）会長 1人
- （2）副会長 10人以内
- （3）常任委員 40人以内
- （4）監事 3人以内

(役員を選任)

第6条 会長は、東吾妻町長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員の中から会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項各号に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時において所属する関係団体等の役職を離れたときは、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて欠員を補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて、会長が重要と認める事項に関し助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、助言する。

5 顧問及び参与の任期等については、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催及びに係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人又は書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
 - (3) 専門委員会の設置及び運営並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 常任委員会は、前項第3号に掲げる付託事項のうち、必要と認めるものについて

は、専門委員会に委任することができる。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項並びに次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

10 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査及び審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で会長が別に定める。

4 専門委員会の委員の任期等については、第8条の規定を準用する。

(書面議決)

第14条 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。

2 会長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。

3 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を会長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。

4 委員は、議決権を行使するにあたり、議案の内容について質疑等を行うことができる。

5 会長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、すべての委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。

6 書面議決による委員会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。

7 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。

8 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）が決定すべき事項について特に緊急を要するため総会等を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、その決定すべき事項を専決処分することができる。

2 総会等の権限に属する事項で軽易なものは、会長において、これを専決処分することができる。

3 会長は、前2項の規定により専決処分をしたときは、次の会議において総会等に

報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第17条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第18条 実行委員会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第19条 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第21条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

(残余財産の帰属)

第22条 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、東吾妻町に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第23条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和8年8月28日から施行する。

2 この会の設立当初の会計年度は、第20条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和9年3月31日までとする。

湯けむり国スポぐんま東吾妻町実行委員会 組織図

【事務局：東吾妻町教育委員会 社会教育課 国民スポーツ大会準備室内】

【総会】審議・決定

- ・競技会の開催に関わる基本方針に関すること
 - ・会則の制定及び改廃に関すること
 - ・事業計画及び事業報告に関すること
 - ・予算及び決算に関すること
 - ・常任委員会に委任する事項に関すること
 - ・その他重要な事項に関すること
- (町実行委員会会則第 11 条第 4 項関係)

委任

報告

【常任委員会】審議・決定

- ・総会から委任された事項に関すること
 - ・総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること
 - ・専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること
 - ・その他委員長が必要と認める事項に関すること
- (町実行委員会会則第 12 条第 7 項関係)

委任
付託

報告

【専門委員会】調査・審議

- ・常任委員から委任又は付託された事項の調査・審議
- (町実行委員会会則第 13 条第 2 項関係)

【総務・企画】専門委員会

(総務、企画、広報、町民協働、歓迎、おもてなし等)

【宿泊・衛生】専門委員会

(宿泊、観光、医事、衛生等)

【競技・式典】専門委員会

(競技、式典、施設等)

【輸送・警備】専門委員会

(輸送、交通、駐車場、警備、消防等)

※準備の進捗に合わせて、各専門委員会を順次設置。

なお、専門委員会の委員は、常任委員、委員の各団体からの責任者等をもって構成する。

湯けむり国スポぐんま東吾妻町実行委員会委員名簿（案）

会長 1名

（順不同・敬称略）

N o	選出区分	所属・団体	役職	氏名
1	町関係	東吾妻町	町長	齋藤 貴史

副会長 6名

N o	選出区分	所属・団体	役職	氏名
1	町議会関係	東吾妻町議会	議長	高橋 弘
2	スポーツ関係者	東吾妻町スポーツ協会	会長	森田 由紀夫
3	産業・経済関係	東吾妻町商工会	会長	上原 静男
4	宿泊・観光・衛生関係	東吾妻町観光協会	会長	小山 林衛
5	町関係	東吾妻町	副町長	石村 文明
6	町関係	東吾妻町教育委員会	教育長	茂木 一弘

常任委員 22名

N o	選出区分	所属・団体	役職	氏名
1	町議会関係	東吾妻町議会	副議長	里見 武男
2	競技団体	群馬県カヌー協会	会長	橋爪 洋介
3	スポーツ関係者	東吾妻町スポーツ推進委員会	委員長	宮崎 忠明
4	学校・教育関係	東吾妻町管内校長会	会長	小林 晃男
5	学校・教育関係	東吾妻町管内園長所長会	会長	角田 栄寿
6	産業・経済関係	あがつま農業協同組合	代表理事 理事長	奥木 隆人
7	産業・経済関係	東吾妻町建設業クラブ	会長	宮崎 通
8	国関係	国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所	所長	塩谷 浩
9	県関係	群馬県県土整備部中之条土木事務所	所長	石坂 幸喜
10	県関係	吾妻警察署	署長	今井 好彦
11	医療・福祉関係	一般社団法人吾妻郡医師会	会長	布施 正博
12	医療・福祉関係	東吾妻町社会福祉協議会	会長	高橋 眞
13	町民団体・各種団体	東吾妻町東地区区長会	各地区代表者	飯塚 一房
14	町民団体・各種団体	東吾妻町太田地区区長会	各地区代表者	青木 登志英
15	町民団体・各種団体	東吾妻町原町地区区長会	各地区代表者	杉原 宏壮
16	町民団体・各種団体	東吾妻町岩島地区区長会	各地区代表者	小林 秀之
17	町民団体・各種団体	東吾妻町坂上地区区長会	各地区代表者	渡辺 三司
18	町民団体・各種団体	吾妻漁業協同組合	代表理事 組合長	武田 正木
19	消防関係	吾妻広域消防本部	消防長	富澤 英成
20	町関係	東吾妻町総務課	課長	佐藤 智義
21	町関係	東吾妻町教育委員会学校教育課	課長	水出 悟
22	町関係	東吾妻町教育委員会社会教育課	課長	伊澤 文邦

監事 2名

N o	選出区分	所属・団体	役職	氏名
1	町関係	東吾妻町	監査委員	剣持 伊佐男
2	町関係	東吾妻町会計課	課長	茂木 夕子

委員 51名

N o	選出区分	所属・団体	役職	氏名
1	スポーツ関係	東吾妻町スポーツ協会	理事長	土屋 章江
2	スポーツ関係	東吾妻町スポーツ少年団	指導者代表	富澤 辰男
3	競技団体	群馬県カヌー協会	理事	平林 知巳
4	競技団体	群馬県カヌー協会	理事	羽鳥 雄太
5	宿泊・観光・衛生関係	コニファーいわびつ	支配人	高橋 郁夫
6	宿泊・観光・衛生関係	日帰り温泉 桔梗館	支配人	小野里 功
7	宿泊・観光・衛生関係	道の駅 あがつま峡	代表取締役社長	湯本 一也
8	宿泊・観光・衛生関係	自転車型トロッコ施設「アガッタン」	群馬営業所長	池田 聖信
9	産業・経済関係	東吾妻町商工会青年部	部長	茂木 孝和
10	産業・経済関係	東吾妻町商工会女性部	部長	上原 安子
11	産業・経済関係	株式会社 いずみや	代表取締役社長	永塚 智子
12	学校・教育関係	東吾妻町立あづま保育所	所長	角田 栄寿
13	学校・教育関係	東吾妻町立はらまち保育所	所長	金子 千鶴
14	学校・教育関係	東吾妻町立あづまこども園	園長	加辺 明美
15	学校・教育関係	東吾妻町立おおたこども園	園長	水出 正一
16	学校・教育関係	東吾妻町立はらまちこども園	園長	岩瀧 秀樹
17	学校・教育関係	東吾妻町立いわしまこども園	園長	山野 悟
18	学校・教育関係	東吾妻町立さかうえこども園	園長	山本 政行
19	学校・教育関係	東吾妻町立東小学校	校長	鶴谷 信彦
20	学校・教育関係	東吾妻町立太田小学校	校長	浅井 広之
21	学校・教育関係	東吾妻町立原町小学校	校長	塩原 貴
22	学校・教育関係	東吾妻町立岩島小学校	校長	小林 東洋
23	学校・教育関係	東吾妻町立坂上小学校	校長	小林 晃男
24	学校・教育関係	東吾妻町立東吾妻中学校	校長	三枝 浩
25	学校・教育関係	東吾妻町PTA連絡協議会	会長	増田 卓也
26	学校・教育関係	群馬県立吾妻中央高校	校長	加邊 一芳
27	学校・教育関係	群馬県立吾妻特別支援学校	校長	劔持 三千代
28	通信・輸送・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社	総務部企画部長	野澤 浩一
29	通信・輸送・交通関係	ローズクィーン交通株式会社	代表取締役社長	小池 靖之
30	通信・輸送・交通関係	浅白観光自動車株式会社	代表取締役社長	櫻井 武
31	通信・輸送・交通関係	関越交通株式会社	代表取締役社長	佐藤 俊也
32	県関係	吾妻振興局	局長	宮田 和久
33	県関係	吾妻保健福祉事務所	所長	原澤 勇
34	消防関係	東吾妻町消防団	団長	平形 幸治
35	医療・福祉関係	原町赤十字病院	院長	内田 信之
36	医療・福祉関係	東吾妻町国民健康保険診療所	所長	館山 佳那子
37	町民団体・各種団体	東吾妻町子ども会育成連絡協議会	会長	大槻 将仁
38	町民団体・各種団体	東吾妻町文化協会	会長	山崎 孝利
39	町民団体・各種団体	東吾妻町老人クラブ連合会	会長	山野 進
40	町民団体・各種団体	東吾妻町婦人会	会長	片桐 定子
41	町民団体・各種団体	食生活改善推進協議会	会長	黒岩 よし江

42	町関係	東吾妻町町民課	課長	代田 聡
43	町関係	東吾妻町保健福祉課	課長	小池 さつき
44	町関係	東吾妻町税務課	課長	藤岡 剛
45	町関係	東吾妻町企画課	課長	玉橋 晃
46	町関係	東吾妻町まちづくり推進課	課長	寺嶋 徳郎
47	町関係	東吾妻町農林課	課長	白石 彰久
48	町関係	東吾妻町建設課	課長	永村 達之
49	町関係	東吾妻町上下水道課	課長	角田 良信
50	町関係	東吾妻町議会事務局	局長	小林 稔
51	町関係	東支所	支所長	高橋 篤

顧問 2 名

N o	選出区分	所属・団体	役職	氏名
1	県議会関係	群馬県議会議員		水野 喜徳
2	県議会関係	群馬県議会議員		入内島 道隆

参与 26 名

N o	選出区分	所属・団体	役職	氏名
1	町議会関係	東吾妻町議会議員		増子 京子
2	町議会関係	東吾妻町議会議員		渡 一美
3	町議会関係	東吾妻町議会議員		井上 日出来
4	町議会関係	東吾妻町議会議員		小林 光一
5	町議会関係	東吾妻町議会議員		竹淵 博行
6	町議会関係	東吾妻町議会議員		佐藤 聡一
7	町議会関係	東吾妻町議会議員		成瀬 裕美
8	町議会関係	東吾妻町議会議員		片貝 友久
9	町議会関係	東吾妻町議会議員		山田 明美
10	町議会関係	東吾妻町議会議員		安済 正美
11	町教育委員会関係	東吾妻町教育委員会	教育長職務代理者	清水 有子
12	町教育委員会関係	東吾妻町教育委員会	教育委員	富澤 昌久
13	町教育委員会関係	東吾妻町教育委員会	教育委員	古瀬 公江
14	町教育委員会関係	東吾妻町教育委員会	教育委員	高橋 通泰
15	報道関係	上毛新聞社 中之条支局	支局長	小泉 浩一
16	報道関係	朝日新聞社 前橋総局	総局長	八木 正則
17	報道関係	毎日新聞社 前橋支局	支局長	上鶴瀬 浄
18	報道関係	読売新聞東京本社 前橋支局	支局長	大野 展誠
19	報道関係	産業経済新聞社 前橋支局	支局長	風間 正人
20	報道関係	東京新聞 前橋支局	支局長	秦 淳哉
21	報道関係	日本経済新聞社 前橋支局	支局長	岡田 伸行
22	報道関係	共同通信社 前橋支局	支局長	阿部 勝彦
23	報道関係	時事通信社 前橋支局	支局長	小林 岳史
24	報道関係	日本放送協会 前橋放送局	局長	國廣 明美
25	報道関係	群馬テレビ株式会社	代表取締役社長	堀越 正史
26	報道関係	株式会社エフエム群馬	代表取締役社長	塚越 正弘

委員総数 110 名

事務局	東吾妻町教育委員会 社会教育課 国民スポーツ大会準備室
-----	-----------------------------

第 1 回総会

湯けむり国スポぐんま

東吾妻町実行委員会第1回総会 次第

1. 開 会

2. 議 事

第1号議案 湯けむり国スポぐんま東吾妻町開催基本方針（案）

第2号議案 湯けむり国スポぐんま東吾妻町実行委員会
令和8年度事業計画（案）

第3号議案 湯けむり国スポぐんま東吾妻町実行委員会
令和8年度収支予算（案）

第4号議案 湯けむり国スポぐんま東吾妻町実行委員会
総会から常任委員会への委任事項（案）

3. 報告事項

1 湯けむり国スポぐんま東吾妻町実行委員会事務局規定について

4. 閉 会

湯けむり国スポぐんま東吾妻町開催基本方針（案）

1 基本方針

本町において開催される「湯けむり国スポぐんま」は、東吾妻町の未来を切り拓く重要な節目となり、「暮らしの中の楽しみとして一人ひとりがスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康な心と体をつくり、活力あるまちを築く」を理念としたスポーツ宣言の町、東吾妻の実現に向けて、町民・関係団体・企業・行政などが相互に連携を深め、「オール東吾妻」の協働による大会開催を目指します。

開催にあたっては、群馬県が掲げる開催基本構想に基づき、町民のスポーツへの関心を高め、スポーツ活動の普及・促進はもとより体力の向上や健康の維持・増進を図るとともに、交流人口の拡大等によるスポーツを通じた地域の活性化につながる大会を目指します。

また、創意工夫により簡素・効率化を図るコンパクトな大会を目指すとともに、次世代を担う子どもたちに継承できるものとなるよう、大会終了後も見据えた取り組みを推進します。

2 実施目標

（1）東吾妻町の特色を活かし魅力を発信する大会

全国から訪れる選手や関係者を「おもてなし」の心で温かく迎え、交流の輪を広げながら、町の多彩な魅力を全国に発信する大会を目指します。

（2）共に支え合い、絆を深める「オール東吾妻」の大会

町民が年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、主体的にボランティア活動や地域交流に参画することで、人と人との絆を深め、誰もが互いを尊重し、共生・支え合う社会づくりに貢献する大会を目指します。

（3）生涯にわたる健康とスポーツ文化を育む大会

本大会を通じて、町民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」機会を創出し、健康増進や生きがいのづくりに対する意欲を高め、生涯にわたるスポーツ文化の発展を目指します。

（4）次世代へとつながるスポーツ振興と地域活性化を推進する大会

本大会を通じて競技スポーツへの関心を高め、競技人口の増加や次世代選手の育成を目指します。また、大会開催を契機に交流人口の拡大を図り、地域の活性化とにぎわいを創出することで、地域活性化を推進する大会を目指します。

湯けむり国スポぐんま東吾妻町実行委員会
令和8年度事業計画（案）

湯けむり国スポぐんま東吾妻町実行委員会の令和8年度事業計画を次の通りとし、競技開催に向けた円滑な事業推進に努める。

1 会議の開催

- （1）総会
- （2）常任委員会
- （3）専門委員会

2 開催準備業務の推進

- （1）各種基本計画策定および要項作成
- （2）専門委員会の設置
- （3）群馬県からの各種調査への対応
- （4）その他競技会の開催準備に係る事項の推進

3 関係機関および競技団体との連絡調整

- （1）群馬県実行委員会との連絡調整
- （2）競技団体との連絡調整

4 先進地開催準備に係る調査・研究

- （1）先進地準備状況（本大会、リハーサル大会等）への視察、聞き取り、情報収集等

湯けむり国スポぐんま東吾妻町実行委員会
令和8年度収支予算（案）

（収 入）

（単位：円）

科 目	当初予算額	説 明
東吾妻町負担金	500,000	
諸収入	1,000	預金利子等
合 計	501,000	

（支 出）

（単位：円）

科 目	当初予算額	説 明
1 総務費	245,000	
会議費	125,000	常任委員会、専門委員会食料費等
事務局費	120,000	消耗品費、郵便料等
2 開催推進費	250,000	
研究調査費	0	
広報啓発費	250,000	広報啓発物品作成費
3 雑費	6,000	
合 計	501,000	

収入合計 501,000 円 － 支出合計 501,000 円 ＝ 差引 0 円

湯けむり国スポぐんま東吾妻町実行委員会 総会から常任委員会への委任事項（案）

湯けむり国スポぐんま東吾妻町実行委員会会則第 11 条第 4 項第 5 号の規定に基づく常任委員会への委任事項は次のとおりとする。

- 1 開催準備の推進総合計画の策定および進行管理に関すること
- 2 総務、企画、広報、町民協働、歓迎、おもてなし、財務に関すること
- 3 宿泊、観光、医事、衛生に関すること
- 4 競技、式典、施設に関すること
- 5 輸送、交通、駐車場、警備、消防防災に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

湯けむり国スポぐんま（第 83 回国民スポーツ大会）
東吾妻町実行委員会事務局規程

第1章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、湯けむり国スポぐんま（第 83 回国民スポーツ大会）東吾妻町実行委員会会則（以下「会則」という。）第 16 条第 2 項の規定に基づき、湯けむり国スポぐんま（第 83 回国民スポーツ大会）東吾妻町実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 事務局

（事務局）

第 2 条 事務局は、社会教育課国民スポーツ大会準備室内に置く。

（所掌事務）

第 3 条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 実行委員会の組織、人事、服務等に関すること。
- （2） 総会、常任委員会および専門委員会の開催運営に関すること。
- （3） 本会の事業計画および事業報告に関すること。
- （4） 本会の予算、決算および監査に関すること。
- （5） その他、本会の運営に関し必要な事項に関すること。

（職員）

第 4 条 事務局に別表第 1 の左欄に掲げる職員を置き、同表の右欄に掲げる東吾妻町職員をもって充てる。

- 2 前項の職員のほか、必要に応じ事務局に会計年度任用職員等を置くことができる。

（職務）

第 5 条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

- 2 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

（服務）

第 6 条 職員の服務については、東吾妻町職員服務規程（平成 18 年 3 月 27 日規則第 28 号）の例による。

第3章 決裁

（決裁事項）

第 7 条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- （1） 総会および常任委員会の招集に関すること。
- （2） 総会および常任委員会に付すべき事項に関すること。
- （3） 実行委員会の委員および役員（以下「委員等」という。）の委嘱に関すること。
- （4） 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に重要であると認められる事項に関すること。

（専決事項）

第 8 条 事務局長の専決事項は、別表第 2 のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に重要または異例であると認められる事項については、会長の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、別表第3のとおり会長があらかじめ指名した副会長が代決する。

第4章 文書の取扱い

(文書の記号および番号)

第10条 文書には、記号および番号をつけるものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

- 2 文書の番号は、「東吾国実」とする。

- 3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(文書)

第11条 文書の取扱いについては、東吾妻町文書事務規程（平成18年3月27日訓令第1号）の例による。

- 2 会則第22条の規程により、実行委員会が解散したときは、保存文書を東吾妻町へ引き継ぐものとする。

第5章 公印

(公印)

第12条 実行委員会の公印は、別表第4のとおりとする。

- 2 前項の公印は、事務局長が管理する。

- 3 前2項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、東吾妻町の公印に関する規程（平成18年3月27日訓令第3号）の例による。

第6章 財務

(旅費)

第13条 職員が職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の規定による旅費の額については、東吾妻町職員等の旅費に関する条例（平成18年3月27日条例第44号）の例による。

- 3 委員等が会務のために旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。ただし、実行委員会の会議の出席に要する経費については、支給の対象としない。

- 4 前項において支給される費用弁償の額およびその支給方法については、東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬および費用弁償に関する条例（平成18年3月27日条例第38号）の例による。

(予算)

第14条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

- 2 事務局長は予算の議決後に生じた事由に基づき、予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第15号 事務局長は、毎会計年度終了後に、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

- 2 会則第19条の規定により、監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第 16 条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局職員をもって充てる。

(準用)

第 17 条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、東吾妻町財務規則（平成 18 年 3 月 27 日規則第 34 号）の例による。

第7章 補則

(委任)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 8 月 2 8 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

事務局長	社会教育課付課長
事務局職員	社会教育課職員

別表第 2（第 8 条関係）

事項	事務局長専決事項
1 申請、届出、通知、照会、回答、報告に関すること	○
2 職員の事務の負担に関すること	○
3 予算の流用に関すること	○
4 収入調定、支出命令に関すること	○
5 刊行物の発行に関すること	刊行物に関すること
6 その他	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関すること

別表第 3（第 9 条関係）

順位	代決者
1	東吾妻町副町長
2	東吾妻町教育委員会教育長

別表第 4（第 12 条関係）

名称	寸法（ミリメートル）	用途
湯けむり国スポぐんま東吾妻町実行委員会会長之印	方 24	会長名をもってする文書